

S h i k i

今回の定例会



議会だよりしき No.202 2023.11.1

9月定例会等の情報をお伝えします

一般質問	P 2～ 9
議案一覧及び審議結果	P 10
賛否の分かれた議案の表決結果・議会からのお知らせ	P 11
教えて！ 議長	P 12

荒川堤外のコスモス



ここが聞きたい!! 一般質問

皆様の生活にかかわる
大切な内容について、

市議会議員が市に対して質問を行います。

9月定例会では、13人の議員が一般質問を行いました。

(令和5年9月20日～22日実施)

◆一般質問とは…

市政全般について、市の執行機関に対し事務の取組状況や予算の使い方、市の将来に対する考え方などについて議員が質問を行い、市長や部長などが答弁をします。

◆質問事項はどうしているの？

質問事項については、議員個人が日々の活動の中で収集した情報や問題意識を、市の一般事務の範囲内において議員個人が自由に決め、市の見解を求めます。

◆質問の制限時間は？

議員1人当たりの持ち時間（執行機関の答弁を含む。）を60分として質問を行いました。

◆一般質問の順番について

一般質問は、議長の許可を得て、質問することができます。質問の要旨を定められた期間内に議長へ文書で通告した順番となります。

◆一般質問資料の投影について

令和5年3月定例会から、議会ICT化の取組として、インターネット中継及び議場内のマルチビジョン等で資料の投影を行っています。

今議会では、岩下隆議員、岡島貴弘議員、多田光宏議員の3名が資料の投影を実施しました。写真や画像を映すことによって、質問の内容をよりわかりやすく示すことができます。

9ページ下段の志木市議会インターネット中継から一般質問の様子をご覧くださいませ。



一般質問



天田 いづみ
リベラル市民21

小中一貫教育について

◎天田いづみ議員

市民との懇談会など、様々な場で小中一貫教育の推進において、日課及び週制の構築について検討していますという説明があるが、非常に専門的な分野で、なかなか一般市民には理解しにくい部分であるため、この議会の場で、具体的にどのような取組を行っていくのかということ、今、分かる範囲で、答弁いただきたい。

少しでも市民の方々に安心感を持っていただくことが大変重要だと思つので、所見を伺う。

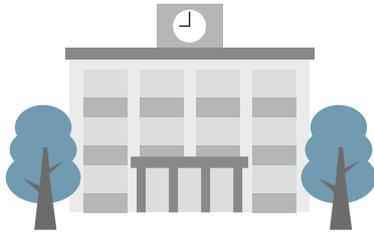
◎教育長

小・中学校の教職員が日常的に児童・生徒と向き合う時間や教材研究、研修を行う時間を確保することにより、小中一貫教育を推進するための効果的な週制の在り方について検討を進めている。

例えば、現在小学校では過当たりの時間割が最高で30時間、中学校では29時間となっている。

この時間割について、中学校区単位での日課の見直しや、学校行事の精選を行うことで、総授業時間数を適切に確保した上で、過当たりの時間数を一、二時間程度少なくすることを目指した取組を進めている。

このことよって、教職員の働き方改革を推進し、時間的・精神的な余裕を生むことで、児童・生徒と向き合う時間の確保に加え、教材研究や研修の充実を図りながら、小中一貫教育としての質の高い教育活動の実現を目指していく。



その他の質問項目

●指定管理している公共施設のあり方について

●水害対策について

●柳瀬川の遊歩道の階段について



阿部 竜一
公明党

学校施設開放について

◎阿部竜一議員

学校施設の一般利用について、市民から、吹奏楽を学んでいる学生が自宅近くで練習をする場合、近隣には練習する場所がないため、練習するたびに親御さんが機材を運ぶトラックを借りて、遠い練習先まで移動しているとのこと、近くにある小・中学校の音楽室を利用して練習できないかとの相談があった。

現在、志木市では、学校開放を行っており、文化庁が定める学校施設開放の方針で、文化活動の活動場所を持続的に確保することが非常に重要な課題であるとされている。さらに、学校施設開放が、地域や学校の実態に応じて多様な形で最適に実施され、学校施設開放が地域での文化活動の一つの基盤として持続可能に発展していくことを期待するとしている。

現在、志木小学校のみ一部の教室を

開放しているが、昨年度の志木小学校音楽室の一般の利用状況は、平日夜間1こま、休日3こま、第1音楽室で延べ162団体の利用、第2音楽室で延べ111団体が利用しており、ニーズが高いものと考えられる。

今後、学校施設の音楽室や図工室、家庭科室、図書室などの一般開放ができないか所見を伺う。

◎教育政策部長

学校施設開放事業は、志木市立学校施設の開放に関する規則に基づき、市民の文化、スポーツ及びレクリエーション活動の場を確保するため、市内小・中学校施設を学校教育に支障のない範囲で市民に開放するものである。

志木小学校は、いろは遊学館及びいろは遊学図書館との学舎融合施設であり、地域密着型の学習施設として広く市民が利用する目的で設置していることから、家庭科室や音楽室などの特別教室を市民へ開放している。

志木小学校以外の市内の各小・中学校は、セキュリティも含めた学校管理上の課題もあり、家庭科室や音楽室などの特別教室を市民へ開放することは、現時点では難しいと考えている。

その他の質問項目

●水害対策について

●交通施策について



今村 弘志
公明党

防災対策の推進について

◎今村弘志議員

災害は、一瞬にして日常を奪い、私たちが不安に陥れる。大人でさえ自分たちのことで手いっぱいになってしまいがちな状況の中、子どもたちが抱える不安の大きさは、想像に難くない。被災時、子どもはストレスを心にためてしまい、そして、時には自傷などの行為で表現をする。しかし、多くの子は、そのためた気持ち遊びに転嫁して、心にたまったものを整理して出すことができる。

このことは、2004年10月に新潟県中越地方を震源として発生した新潟県中越地震のときからクローズアップされるようになり、東日本大震災や熊本地震の教訓として、さらに子どもの遊び場の確保の重要性が認識されているようになっている。

2022年4月に改定された内閣府による避難所運営ガイドラインでは、

キッズスペース、子どもの遊び場や、

学習のためのスペースの設置を検討するとあり、他市の避難所運営マニュアルには、なぜ子どもの遊びが必要なのか分かるように記載されている。キッズスペースの設置を初動で実施することは非常に重要だと考える。

本市としても、災害時、避難所子どもが安心して過ごせるような子どもの遊び場などの確保を早期に開設ができるように準備が必要であると考え、所見を伺う。

◎総務部長

現在、志木市地域防災計画や志木市避難所運営マニュアルには、キッズスペースの配置は定めていない。

しかしながら、災害の規模にもよるが、避難所での生活が長期化した場合などには、避難所における子どもへの配慮は、慣れない避難所生活でのストレス軽減等に効果があると考えられることから、今後、各避難所ごとにキッズスペースの設置についての調査・研究を行い、必要に応じてマニュアルの作成を進めていく。

その他の質問項目

●子育て施策の推進について

●高齢者の住宅確保に対する取組について



西川 和男
公明党

福祉施策について

◎西川和男議員

介護・医療施設情報検索サービスの導入について、現在、父親が入所するための介護施設の分かりやすい情報が欲しいとの家族からの声を聞く。

そこで、現在、介護サービスを中心に高齢者向けの情報を提供する自治体サービスが始まっている。

例えば、久喜市では、検索サイトを活用し、医療機関、介護事業所などの施設情報が入手できるほか、介護事業所の空き情報も分かるようになっていて、本市でも、医療や介護が必要になっても安心して生活を送ることができるよう、医療機関や介護サービスの情報の一元化によって情報を提供することができサービスを進めていくことはできないか所見を伺う。

◎福祉部長

介護・医療施設の情報検索サービスについては、県内でも久喜市をはじめ、幾つかの自治体が提供していることは認識している。介護や医療施設の情報が一つにまとまっていることはメリットであると考え、本市の介護サービス利用者については、近隣他市町に所在する施設を利用している方も多く、市内の事業所の情報のみでは範囲が限られてしまうこととなる。

また、参考までに久喜市が利用しているシステムでは、一自治体当たりの情報を収集、整理するための年間維持費が約400万円程度かかると聞いており、市域がコンパクトな本市の状況を考慮すると、コストメリットは少なくなってしまつものと考えている。

現在、介護や医療施設の情報を検索する場合には、厚生労働省が公開している「介護サービス情報公表システム」や日本医師会が公開している「地域医療情報システム」が運用されていることから、今後はこれらのシステムに容易にアクセスすることができるよう、市のホームページにリンクを張るなど、まずは既にある情報ツールの活用にも努めていく。

その他の質問項目

●防災施策について

●農業振興施策について

●健康施策について



与儀 大介
無所属

お金の教育について

◎与儀大介議員

先日の常任委員会で質問をした際に、今回の小中一貫教育が施行されるタイミングで、お金を学ぶ授業を取り入れることは可能であるとの答弁があった。

お金の歴史やお金とはそもそも何なのか、それを学ぶことは国語や数学よりも生きるために必要な知識であると考えます。お金の稼ぎ方は、学校で教えることは難しいかもしれませんが、お金に対する向き合い方や捉え方はきちんと教えてあげていかないと、今後の日本ではかなり苦労すると思います。

福祉やインフラがどのように整えられていて、それらをみんなが享受しているということ、きちんと教えるべきであり、福祉やインフラの成り立ちとお金の出どころの知識があれば、高額納税者が社会にいかにかに寄与しているかは自明である。ぜひともお金の授業

を教育現場で行うことができないか所見を伺う。

◎教育長

市内小・中学校で、お金に関する知識を身につけさせるために、社会科や家庭科などで単元の狙いに応じて授業を行っている。例えば小学校5年生の家庭科では、お小遣いや買い物など、実際の生活と関連する身近な事柄を通して、貯蓄の意義や計画的な買い物の大切さなどを学ぶほか、同じく小学校5年生の社会科では、輸送費や人件費など、商品の価格や生産にかかる費用について学んでいる。

さらに中学校では、家計の貯蓄や株式、債券なども学習内容として扱い、消費生活を中心として、経済活動の意義について学ぶ授業を行っている。

また、志木市立学校PTA連合会主催の家庭教育学級では、キッズマネー・ステーション認定講師による「親子で学ぶマネーセミナー」をオンライン研修として開催している。

なお、学校に講師を招いての金融教育の授業については、現時点では実施していないが、今後は講師を招いた出前授業など、各学校の判断において実施することは可能であると考えている。

その他の質問項目

- ふるさと納税について
- 志木市のPRについて



古谷 孝
NHKしき

防災施策について

◎古谷孝議員

近年、台風等による大雨などで災害が発生すると、避難の必要な支援対象被災者の大半は健康者全般であるが、障がい者や介護認定を受けた高齢者、乳幼児など、対応に特別な配慮が必要な方々も多数いる。

そこで、災害発生時に、障がい者等の避難行動要支援者名簿の人数と同意者名簿の人数及び本市が指定する福祉避難所である総合福祉センター、第二福祉センターの避難者収容人数を伺う。

次に、令和5年度から進める個別避難計画の進捗状況及び災害が発生したときに障がい者等の要支援者がまずどこに連絡をすればいいのか、特に、福祉避難所の整備状況について、現在、市内で建設が計画されている地域密着型サービス施設や現在整備中の市民会館・市民体育館複合施設なども含めて、

対策を整備できないか所見を伺う。

◎総務部長

本市の避難行動要支援者名簿掲載者は8月1日時点で9,406人で、このうち同意者は2,133人であり、福祉避難所は、福祉センターと第二福祉センターの2か所を指定し、収容人数は743人となっている。

避難行動要支援者名簿の個別避難計画作成の進捗状況については、現行システムの改修後、令和元年東日本台風で避難指示が発令された柏町1、2、6丁目地区の対象者の抽出作業を行い、案内通知の準備や、福祉専門職による対象者との調整を進めている。

今回作成している個別避難計画では、「避難支援等実施者」をあらかじめ決めておくこととしていることから、要支援者の方が連絡すべき先は、この「避難支援等実施者」となる。

福祉避難所については、市内の2つのホテルとは「施設の利用に関する協定」を、また、老人ホームやケアハウスなどとは、「災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定」を6つの施設と締結しており、新たな協定先の交渉にも積極的に取り組んでいく。

その他の質問項目

- 教育施策について
- 交通施策について



吉澤 富美夫
しきの会

児童生徒に対しての救急 救命講習の実施について

◎吉澤富美夫議員

救急救命の知識や方法を身につけるため、児童・生徒に対し、AEDの使用方などを学ぶ一次救命講習を実施する学校が増えている。学校での突然死について調べたら、令和3年度で、小学校、中学校、高校全体で42件の学校管理下での死亡があったことを確認した。この数字は、登下校時の交通事故などを含んでおり、それを除いた突然死は全体の38%とされている。また、ここ数年、学校管理下での突然死は毎年全国で20件程度発生しており、突然死の原因は心臓疾患が圧倒的に多く、小学生の突然死の50%、中学生の33%、高校生の57%が、心臓が原因とされている。

AEDが学校に設置されるようになった平成16年以前のデータでは、毎年100件近い突然死があったが、AEDの普及により、死者数は以前の

半数程度に減少しており、AEDの効果は明らかである。

本市では、中学校2年生を対象に救急救命講習を実施しており、さいたま市では、小学校5年生から心肺蘇生法の実習等を実施しており、このような事例を踏まえ、本市でも小学校の段階からAEDの救急救命講習の実施はできないか、所見を伺う。

◎教育政策部長

本市では、令和4年度から中学校2年生に、保健体育科の授業の一環として、関係課等と連携し、AEDの使用を含めた心肺蘇生法講習を実施している。災害・事故等の発生時には、児童・生徒もAEDを自ら使用する可能性もあることから、体験的に学ぶ機会は大変重要であると認識している。

しかしながら、小学校段階からの実施は、児童の心理的な負担にも十分に配慮することが重要であり、学校現場の意見も聞きながら研究していく。

今後は、小中一貫したカリキュラムを念頭に、児童・生徒の発達段階に応じた適切な学習について、関係課等と連携を図りながら、推進していく。

その他の質問項目

- 市役所周辺の賑わいづくりについて
- 消防団の充実強化について



岩下 隆
しきの会

学力向上の課題について

◎岩下隆議員

私は「好きです志木市！街づくり、人づくり」をスローガンに、いわしたの「わ」である「わくわくする教育！ あったかい子育て！」を目指しながら、学力向上の課題について伺う。令和5

年度全国学力テストの結果が文部科学省から発表されたが、本市における課題、参加率と不登校の児童・生徒は参加可能だったのか、本市の結果公表について伺う。また、前回の結果公表を見ると「9年間を見据えた小中一貫教育を推進する中で、学力向上に向けた取組を実施」とあるが、小中一貫教育により学力向上を図る考えか伺う。

さらに、今回の結果から、特に英語の正当率が全国的に低い傾向で、本市のスピーキング力向上の取組と、教育効果をどのように捉えているのか。「しき郷土かるた」の英語版の作成・活用が有益と考えるがご所見を伺う。

◎教育長

令和5年度全国学力・学習状況調査の参加率は、小学6年生が98.2%、中学3年生が93.8%で、不登校等の児童生徒の参加については、学校の判断により保健室等、別室で調整することが可能である。今回の結果から課題の整理分析を進めており、本市の結果概要と分析を「広報しき1月号」に掲載する予定である。

また本市では、複数・少人数指導体制推進事業、中学生対象のベーシックサポート事業など学力向上推進に向けた取組が成果として表れていると考える。令和7年度からの小中一貫教育の取組の中で、さらに学力向上を図っていきたいと考えている。

また、全小・中学校にA・L・Tを配置し、全小学校には外国語専科教員を配置して、早期からの専門的な授業実践を行っている。中学校では、英語での市内弁論大会や希望する生徒を対象とした英語検定対策講座も実施している。

今後は、海外の学校とのオンライン交流で実践的な英語力の向上も図る予定である。また、「しき郷土かるた」英語版には課題があるが、大変ユニークな提案だと思っているので研究していく。

その他の質問項目

- 本市の食育について
- 耕作が進まない土地の活用について
- 地域要望について

一般質問



水谷 利美
日本共産党

小中一貫教育について (義務教育学校)

◎水谷利美議員

義務教育学校の導入に当たり、様々な意見が出てきており、教育委員会が強引に進めるべきではない。

〈教員の賛否を問うアンケートについて〉教員に対し、研修を何度も行い、意向の調査を行ったと聞いているが、その結果について何うとともに、賛否を問うアンケートを実施すべきと考えるが、所見を伺う。

〈保護者の賛否を問うアンケートについて〉保護者に対しても、説明は行っているが、賛成が多数という状況ではないと考える。最終的に、賛否を問うアンケートを実施すべきと考えるが、所見を伺う。

〈児童・生徒の賛否を問うアンケートについて〉児童・生徒については、説明をどのように行い、どのような意見を持っているのか、今の段階で分かる範囲で何うとともに、賛否を問うアン

ケートを実施すべきと考えるが、所見を伺う。

〈市民の賛否を問うアンケートについて〉義務教育学校が創設された法改正の際、参議院の附帯決議として「地域住民等の広い理解と協力を得て合意形成に努めること。」と示された。地域の合意を確認しながら、進めるべきであり、賛否を問うアンケートを実施すべきと考えるが、所見を伺う。

◎教育政策部長

小中一貫教育を推進する学校の設置形態は、令和4年10月に策定した志木市小中一貫教育基本方針で定めており、これまでの取組や、小・中学校の立地状況、地域の実情を踏まえ、志木第二中学校区は、義務教育学校を基本とするとしている。

この基本方針は、その策定過程で、学校長、保護者や学校運営協議会、町内会の代表者で組織する志木市小中一貫教育推進委員会で、その内容を協議し、委員の意見を反映した案を教育委員会会で審議し、令和4年10月に策定したものである。質問の各種アンケートを実施する考えはない。

その他の質問項目

- 子ども医療費助成制度について
- 交通政策について



岡島 貴弘
志(こころざし)の会

学校における安心・安全 について

◎岡島貴弘議員

夏場の体育授業などについて、先日、宗岡第二小学校で、児童が熱中症と見られる症状を訴え、救急搬送された事案が発生した。重傷者はいなかったが、近い将来、熱中症による大きな事故が発生することが想定される。

今回の事案は、外での体育授業の実施の判断ではなく、体育授業の在り方だと思っており、夏場の体育授業の考え方を見直ししていかなければ、また同様の事故が起こり得る。年間スケジュールがあつて、予定が詰まっているが、昨今の難しいのは承知しているが、昨今の自然の脅威、猛威、到底人間は対応することができないと考える。

そこで、今般の事案を踏まえ、授業のこま割り、時間割の見直しについて、所見を伺う。

◎教育政策部長

体育の授業時数は、学習指導要領で定められており、週当たりの体育授業の時数を考えると、全ての学習内容を履修するためには、夏場の体育授業を春、秋、冬に割り振って実施することは難しい状況にある。

実施時期を工夫している学校もあり、本市では、市内の全ての小・中学校の体育館に空調設備の設置が完了しており、空調設備を効果的に活用することで夏場の体育授業も実施しやすくなっている。体育授業中はこまめな水分補給を行うなど、熱中症対策を講じており、暑さ指数を計測した上で、暑さ指数が危険段階となった場所での運動は、原則中止としている。

教育委員会では、熱中症警戒アラートが埼玉県に発表された場合や暑さ指数が危険段階にあることが予測されている場合には、各校へ注意喚起を行っている。

今般の宗岡第二小学校の事案については、救急搬送された全員が当日のうちに体調も落ち着いて、連休明けの今週からは全員登校している。大変心配をかけたが、深くおわびを申し上げるとともに、今後、このようなことが二度と起こらないようこれまで以上に熱中症事故の防止対策を徹底し、再発防止に努めていく。



多田 光宏
市政改革クラブ

東武東上線のダイヤ改正について

◎多田光宏議員

今年3月に東武東上線のダイヤ改正が行われ、今まで志木駅に停車していた快速急行やフライナーが志木駅を通り過ぎるようになるなど、志木駅の利便性が低下する結果となった。

フライナーは1日に平日は10本程度、土日祝日は16本程度あるので、快速急行と合わせると影響はとも大きく、快速急行やフライナーが停車しなくなることによって、志木駅の利便性が低下するというところもあるが、さらに、志木駅の周辺の不動産価格が下落するなどの影響が出る可能性もある。そこで、ぜひダイヤ改正前と同じように、快速急行やフライナーが再び志木駅に停車するようにダイヤ改正を東武鉄道に要望できないか所見を伺う。

◎都市整備部長

ダイヤ改正は、コロナ禍後の需要動

向を踏まえるとともに、東武東上線に乗り入れしている東京メトロなど他社の路線も含めた鉄道のネットワーク全体を総合的に勘案した東武鉄道の経営判断により実施されたものである。今回の改正について東武鉄道に確認したところ、朝の通勤・通学時間帯には、改正以前より快速急行やフライナーの運行はなく、また上り方面においては急行列車の増便による速達性の向上を図るとともに、新横浜方面に直通する列車を新たに設定するなど、通勤・通学者の利便性が低下しないよう配慮したダイヤ改正を行ったとのことである。

しかしながら、コロナ禍以降の鉄道利用者の動向を踏まえた運転時刻の変更や運行本数の見直しにより、影響を受ける利用者もいることから、昨年12月に新座市長、志木市長の連名で、これまでどおり志木駅を快速急行の停車駅とするよう強く求める要望書を提出したところであるので、ご理解賜りたい。

その他の質問項目

●一般国道254号和光富士見バイパスについて

●ふれあい号廃止について

●サイクルアンドバスライドについて



河野 芳徳
しきの会

災害対策について

◎河野芳徳議員

台風、ゲリラ豪雨、線状降水帯など、

毎日ニュース等で水害による被害が伝えられ、まだ台風シーズンでもあり、本市も油断はできない。本市は、埼玉県南西部に位置し、新河岸川、柳瀬川と市境に荒川の3本の河川があり、水と緑、商業と近代都市が調和した町として発展し、自然環境の恩恵を受ける一方で、平成28年の台風第9号や令和元年の台風第19号による浸水被害により、荒川堤外には倒木や構造物等が流れ着き、多くの災害廃棄物が発生するなど、水田や秋ヶ瀬運動公園等の甚大な被害に直面する事態となった。平成28年の台風第9号では床上浸水が17棟、床下浸水が66棟、令和元年の台風第19号では、床上19棟、床下172棟と市内でも住宅被害があった。

台風などで水害が発生する際、特に被害が多く出る柏町6丁目の館大排水

路と下宗岡4丁目の赤野毛大排水路、上宗岡5丁目の下の谷幹線などでの道路冠水や床下浸水等の対策について、現在事業を実施している箇所も含め、今後計画的に水害対策をどのように実施していくのか伺う。

◎上下水道部長

本市では、ポンプ場や配水機場の整備を進めるなど、水害対策に取り組んでおり、今年6月の台風第2号の際に道路冠水や床下浸水などが発生し、館大排水路と赤野毛大排水路では、新たな対策を実施している。

下の谷幹線では、令和3年度に下の谷排水機場に除塵機を設置したが、今年6月の台風第2号により道路冠水が発生していることから、現在策定に取り組んでいる雨水管理総合計画の一環として、今年度実施している浸水解析業務の中で、下の谷幹線への雨水の流入経路や流入量などにより道路冠水が発生する原因を調査する予定である。いずれにしても、今後、雨水総合管理計画策定の過程で市内全域から浸水対策の重点地域を決定し、効果的な対策案を研究していく。

その他の質問項目

●子育て施策について

●要援護者台帳の活用について

●小中一貫教育について

令和5年志木市議会9月定例会議案一覧及び審議結果

令和5年8月31日～9月27日

議案番号	件名	審議の結果	採決の状況
第38号議案	専決処分の承認を求めることについて（令和5年度志木市一般会計補正予算（第4号））	原案承認	全会一致
第39号議案	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	原案同意	全会一致
第40号議案	令和5年度志木市一般会計補正予算（第5号）	原案可決	全会一致
第41号議案	令和5年度志木市一般会計補正予算（第6号）	原案可決	全会一致
第42号議案	令和5年度志木市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決	全会一致
第43号議案	令和5年度志木市志木駅東口地下駐車場事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決	全会一致
第44号議案	令和5年度志木市介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決	全会一致
第45号議案	令和5年度志木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決	全会一致
第46号議案	志木市印鑑条例の一部を改正する条例	原案可決	全会一致
第47号議案	令和4年度志木市一般会計歳入歳出決算認定について	原案認定	賛成多数
第48号議案	令和4年度志木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定	全会一致
第49号議案	令和4年度志木市志木駅東口地下駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定	全会一致
第50号議案	令和4年度志木市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定	全会一致
第51号議案	令和4年度志木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定	全会一致
第52号議案	令和4年度志木市水道事業利益剰余金の処分及び決算の認定について	原案可決及び認定	全会一致
第53号議案	令和4年度志木市下水道事業利益剰余金の処分及び決算の認定について	原案可決及び認定	全会一致
第54号議案	工事請負契約の変更契約の締結について	原案可決	全会一致

賛否の分かれた議案の表決結果（令和5年志木市議会9月定例会）

議席番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	討 論
議 員 名		岩下隆	吉澤富美夫	鈴木潔	古谷孝	天田いづみ	水谷利美	与儀大介	多田光宏	岡島貴弘	阿部竜一	今村弘志	西川和男	河野芳徳	安藤圭介	
件 名																
第47号議案	令和4年度志木市一般会計歳入歳出決算認定について	賛成	賛成	※	賛成	賛成	反対	賛成	反対（水谷） 賛成（安藤）							

※3番 鈴木潔議員は、議長のため表決に加わらず。

議案の内容について

議案の概要は市公式ホームページ「令和5年9月定例会議案等概要」をご覧ください。



議案等概要▲

会議録について

各定例会・臨時会や常任委員会での議案等の審議・審査内容は、市内の図書館や市公式ホームページ「志木市議会会議録検索システム」でご覧いただくことができます。



会議録検索システム▲

議会からのお知らせ

令和5年12月定例会会期日程（案）

月	火	水	木	金	土	日
11月27日 開会	28	29	30 総括質疑	12月1日	2	3
4	5	6 総務厚生常任委員会 市民文教都市常任委員会	7	8	9	10
11 一般質問	12 一般質問	13 一般質問	14	15	16	17
18 閉会	19	20	21	22	23	24

※原則として、午前10時開会です。
※日程は予定であり、変更となる場合があります。

教えて！
議長



鈴木潔議長

市議会の役割について こんなことをしています！

皆さんにもっと市議会を身近に感じていただくため、議長が市議会について解説します。

市議会には、市の意思を決定する機関として十分な活動ができるよう、法律によってさまざまな権限が与えられています。

議会の持つ権限には、次のようなものがあります。

議 決 権

執行機関（例えば、市長、教育委員会など）が仕事を進めるに当たり、議会の議決を要するものについては地方自治法第96条に定められており、その主なものは次のとおりです。

- (1) 条例を制定し、又は改正し、廃止すること。
- (2) 市の予算（収入・支出）を定めること。
- (3) 市の前年の決算（収入・支出）を認定すること。
- (4) 1億5千万円以上の建物建設工事などの契約を締結すること。
- (5) 2千万円以上の土地などの財産を取得又は処分すること。
- (6) 使い道を指定した寄付又は贈与を受けること。
- (7) 市が支払う損害賠償の額を定めること。

同 意 権

副市長、教育委員会委員、監査委員、公平委員など、市長が選任する重要な人事に同意を与えるものです。

選 挙 権

議長、副議長、選挙管理委員などの選挙を行います。

検査権・調査権

議会の決定に沿って市の仕事が行われたかについて、検閲・検査、監査の請求、説明の要求、意見の陳述、調査・出頭証言、記録の提出請求などを行うことができます。

意見書・決議

市民生活に重要であり公共の利益に資するものであるが、市だけでは解決できないものなどについて、国や県などの関係機関に解決を求めるため、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出することができます。

また、決議という方法で議会の意見を表明することもあります。

